

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原 告 崔鳳泰ほか10名

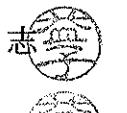
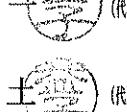
被 告 国

準 備 書 面 (8)

平成22年9月8日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

福光洋	
益子浩	
小野啓	
山本文	
安部憲	
舟津龍	
川口耕一朗	
山崎智章	
小林麻紀	
岡部大介	
小川伸	
鴨下誠	

1 証拠書類の追加提出	7
2 不開示理由 1 該当文書	7
(1) 基本方針および協定案の審議（文書 1314・乙第275号証、番号 1 27）	7
(2) 日韓国交正常化交渉の記録 総説十二（文書 1316・乙123号証、番 号 128）	8
(3) 韓国請求権検討参考資料（文書 1348・乙第276号証、番号 129）	
	10
(4) 請求権に関する一般的問題点（文書 1349・乙第124号証、番号 1 30）	12
(5) 請求権問題に関する大蔵省との打合会（文書 1350・乙第277号証、 番号 131）	13
(6) 請求権問題点討議用試案（文書 1355、番号 132）	14
(7) 日韓請求権問題（文書 1356・乙第278号証、番号 133）	14
(8) 第5次日韓会談（文書 1358・乙第279号証、番号 134）	15
(9) 日韓請求権問題に関する外務省・大蔵省打合せ会（文書 1359・乙第 280号証、番号 135）	16
(10) 日韓請求権解決方策について（文書 1360・乙第281号証、番号 1 36）	17
(11) 日韓請求権問題試案（文書 1361・乙第282号証、番号 137）	
	18
(12) 韓国の対日請求権について（文書 1363・乙第283号証、番号 13 8）	19
(13) 対韓経済協力実施上の問題点について（文書 1364・乙第284号証、 番号 139）	19
(14) 日韓請求権問題解決要綱（文書 1366・乙第285号証、番号 140）	

.....	20
(15) 韓国の対日請求権について（文書1367・乙第286号証, 番号141）	21
(16) 外交政策企画委員会記録（文書1368・乙第287号証, 番号142）	22
(17) 一般請求権小委員会の今後の討議の進め方について（文書1370・乙第288号証, 番号143）	23
(18) 対韓経済協力について（文書1371・乙第289号証, 番号144）	24
(19) 韓国側請求と日本側主張（文書1373・乙第290号証, 番号145）	25
(20) 協定最終案（文書1397・乙第号291証, 番号146）	26
(21) 第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合会議（文書1408・乙第127号証, 番号147）	27
(22) 日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点（文書1410・乙第292号証, 番号148）	28
(23) 日韓会談日本側代表団の打合せ会議（文書1411・乙第293号証, 番号149）	28
(24) アジア局重要懸案処理月報（36年）（文書1426・乙第294号証, 番号150）	29
(25) アジア局重要懸案処理月報（37年韓国関係抜粋）（文書1427・乙第295号証, 番号151）	30
(26) 金公使内話（文書1431・乙第296号証, 番号152）	32
(27) 日韓漁業協定の問題点（文書1493・乙第297号証, 番号153）	33
(28) 日韓会談における五議題（文書1518・乙第298号証, 番号154）	

	33
(29)	日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨（文書1519・乙第2 99号証，番号155）	34
(30)	日韓交渉（次官会議説明）（文書1531・乙第300号証，番号15 6）	35
(31)	日韓会談交渉方針（文書1538・乙第301号証，番号157）	36
(32)	在日韓人の処遇問題関係資料（昭和34年11～12月）（文書1556 ・乙第136号証，番号158）	37
(33)	JAPAN'S FOREIGN OBLIGATIONS（文書1557・乙第302号証，番 号159）	37
(34)	円系通貨並びに在外日銀券に対する我方の責任について（文書1558 ・乙第303号証，番号160）	38
(35)	朝鮮における債務の処理について（文書1559・乙第304号証，番 号161）	39
(36)	講和資料 割譲地域にある譲渡国の財産，権利，利益の取扱について（文 書1560・乙第305号証，番号162）	40
(37)	平和条約第四条について（文書1562・乙第306号証，番号163）	41
(38)	請求権問題を全鮮について採上げる場合の問題について（文書1566， 番号164）	42
(39)	平和条約第4条（文書1567・乙第307号証，番号165）	42
(40)	朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無について（文書1568・乙第 308号証，番号166）	43
(41)	日本銀行の対韓国債権債務一覧（文書1569・乙第309号証，番号 167）	44
(42)	日本側対韓請求権（文書1571，番号168）	44

(43) 韓国の対日賠償要求について（文書1572・乙第310号証、番号169）	45
(44) 財産請求権問題（昭和32年3～7月）（文書1594・乙第311号証、番号170）	45
(45) 韓国に対する債務（文書1595・乙第327号証、番号171）	46
(46) 韓国側対日請求権（昭和32年12月）（文書1597・乙第312号証、同328号証、番号172）	47
(47) 請求権問題の問題点（昭和33年3月）（文書1598・乙第313号証、番号173）	49
(48) 検討を要する問題点（昭和33年11月）（文書1599・乙第314号証、同329号証、番号174）	49
(49) 請求権の経緯及び解決方針（昭和34年1～4月）（文書1600・乙第138号証、番号175）	51
(50) 請求権問題を処理する場合の問題点（昭和35年10月）（文書1602・乙第315号証、番号176）	52
(51) 日韓漁業協力に関する日本側の基本的態度（文書1605・乙第316号証、番号177）	52
(52) 日韓問題に関する各種会談（文書1618・乙第143号証、番号178）	53
(53) 補償金問題に関する日米間話し合いの経緯（文書1619・乙第317号証、番号179）	55
(54) 平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件（昭和26年10月）（文書1624・乙第144号証、番号180）	57
(55) 日韓交渉に関する資料（昭和26年10月）（文書1626・乙第318号証、番号181）	59
(56) 日韓両国間の基本関係調整に関する方針（昭和26年10月）（文書1	

627・乙第145号証, 番号182)	59
(57) 在留朝鮮人の法的地位以外の諸懸案に関するアチエンダ作成に関する接衝要領案（昭和26年11月）（文書1628・乙第319号証, 番号183）	60
(58) 日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項（昭和26年11月）（文書1629・乙第146号証, 番号184）	61
(59) 日韓交渉処理要領案（昭和27年作成）（文書1632・乙第148号証, 番号185）	62
(60) 日韓会談についての省内打合せ事項（昭和27年1月）（文書1633・乙第320号証, 同330号証, 番号186）	63
(61) 日韓会談日本側代表団打合せ（第1回）（昭和27年2月）（文書1634・乙第321号証, 番号187）	64
(62) 日韓会談日本側代表団打合せ（2回）（昭和27年3月）（文書1635・乙第322号証, 番号188）	65
(63) 日韓会談省内打合会（昭和27年3月）（文書1636・乙第149号証, 番号189）	66
(64) 日韓会談の推移に伴う対韓関係の行政措置（昭和27年4月）（文書1640・乙第323号証, 番号190）	67
(65) 日韓会談今後の対処方針（昭和27年4月）（文書1643・乙第324号証, 番号191）	68
(66) 谷大使・金公使会談（文書1671・乙第63号証, 番号192）	68
(67) 対韓請求権問題の処理（文書1674・乙第325号証, 番号193）	69
(68) 日韓会談再開問題（文書1675・乙第64号証, 番号194）	70

被告は、本件準備書面において、準備書面(1)ないし(7)に引き続き、外務大臣による不開示処分の適法性について主張する。

また、不開示部分の表記及び略語は、従前の例による。

なお、組織名及び役職は当時のものとする。

1 証拠書類の追加提出

平成22年6月23日付け情報公開第0988号(乙第269号証)により、文書525(乙第185号証)の不開示部分を変更(開示箇所の拡大)したことについて、上記変更後の文書525を乙第274号証として提出する。

2 不開示理由1該当文書

(1) 基本方針および協定案の審議(文書1314・乙第275号証、番号127)

ア 不開示情報の内容

文書1314(乙第275号証)は、外務省が作成した昭和40年4月17日付け「処理方針」、外務省条約局が作成した同年4月19日付け「財産及び請求権問題解決協定の基本方針(案)」(2通)、同月20日付け「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針(案)」、同月24日付け「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力のための日本国と大韓民国との間の協定(案)」と題する内部文書等により構成されており、財産・請求権問題に関する日本政府の見解及び対処方針の検討過程並びに昭和40年6月に日韓間で締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」の試案が記載されている。

文書1314のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①28頁(—28—)の7行分、②87頁(—87—)の約7行分、③101頁(—101—)7行目から102頁(—102—)5行目まで、④108頁(—108—)9行目から109頁(—109—)5行目まで、⑤118頁(—118—)

一) 8行目から119頁（－119－）5行目までであるが、いずれも同一内容であり、政府部内で検討されていた財産・請求権問題に関する韓国との対日請求権のうち、朝鮮総督府所管の簡保、供託及び地方債等についての日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1314の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題の特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針である。

しかし、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がつまびらかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである（文書477において述べた不開示理由（平成22年6月30日付け被告準備書面(7)1(5)イ・11ページ）と同様である。）。

よって、文書1314（乙第275号証）の不開示部分に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）に該当する。

(2) 日韓国交正常化交渉の記録 総説十二（文書1316・乙123号証、番号128）

ア 不開示情報の内容

文書1316（乙第123号証）は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録 総説十二」と題する内部文書中の「XIII 条約作成交渉と日韓条約諸協定の調印」と題する項目の「3. 請求権及び経済協力問題」、「4. 在日韓国人の法的地位問題」、「5. 文化財問題」と各題する部分及び目次

部分であり、上記各問題の概要、討議の経緯、日韓双方の主張の内容及び将来的な課題等が記載されている。

文書1316のうち、不開示理由①に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 170頁（-170-）約4行分

韓国の対日請求権のうち朝鮮総督府所管の簡保、供託及び地方債等について日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

② 174頁ないし176頁（-173-に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分）

「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」の日本政府案の作成過程においてなされた議論の概要並びに議論の過程における財産・請求権問題に関する日本政府見解が変遷した経緯等が記載されている。

③ 284頁（-281-）約6行分、285頁（-282-）3行分、
288頁ないし290頁（-284-に「次頁以下3頁不開示」）、
291頁（-285-）2行分、292頁（-286-）5行分

いずれも、文化財問題に関し、韓国側に対して引き渡すか否かを検討する文化財の選定基準等が記載されている。

イ 不開示理由

文書1316の不開示部分①及び②に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関しての日本政府の具体的な見解及び対処方針であり、その不開示理由は文書1314について述べた不開示理由と同様である。

また、文書1316の不開示部分③に記載された情報は、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関しての日本政府の具体的な見解及び対処方針であるところ、上記文化財問題は、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が繼

続していることから、公にすることにより、文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、そうなれば、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねない（文書380において述べた不開示理由（平成22年4月14日付け被告準備書面(6)1(6)イ・13ないし14ページ）と同様である。）。

よって、文書1316（乙第123号証）の不開示部分③に記載されている情報の内容は、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めるこ^トにつき相当の理由がある不開示情報（法5条3号）に該当する。

(3) 韓国請求権検討参考資料（文書1348・乙第276号証、番号129）

ア 不開示情報の内容

文書1348（乙第123号証）は、外務省が作成した昭和36年2月11日付け、同月13日付け、同月22日付け及び同年4月10日付け「韓国請求要綱参考資料（未定稿）」と題する内部文書等によって構成されており、韓国が主張した対日請求権のうち、朝鮮総督府の債務、在韓日本人の日本への送金、韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権といった対日請求権各項目の概要並びにそれに対する日本政府の見解及び対処方針が記載されている。

文書1348のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

- ① 8頁（-8-）約2か所、9頁（-9-）4か所、10頁（-10-）2か所、11頁（-11-）1か所、13頁（-13-）2か所、14頁（-14-）約6行分、15頁（-15-）1か所、16頁（-16-）2か所及び2行分、17頁（-16-に「次頁不開示」と記載されている部分）、19頁（-18-）約3行分、20頁（-19-）3行分、21頁（-20-）1行分、26頁（-25-）4か所、29頁（-

28-) 約1ページ分, 30頁(-29-) 約1ページ分, 31頁(-30-) 約7行分及び1か所, 32頁(-31-) 3行分, 33頁(-32-) 約2行分及び2か所

いずれも、朝鮮総督府の債務関連の請求権についての政府部内で試算された具体的な項目ないし金額等が記載されている。

② 35頁(-34-) 2か所, 36頁(-35-) 1か所

いずれも、在韓日本人の日本への送金関連の請求権について政府部内で試算された具体的な金額が記載されている。

③ 46頁(-45-) 下半分部分, 48頁(-47-) 約7行分, 49頁(-48-) 1か所, 50頁(-49-) 6行分, 52頁(-51-) 4か所, 54頁(-53-) 1か所及び下半分部分(ただし、下半分部分のうちの一番左の列には法5条2号による不開示部分があるが、これらは本件訴訟の対象外である。), 56頁(-55-) 4行分, 57頁(-56-) 8行分及び3か所, 58頁(-57-) 7か所(ただし、「五、(1)」及び「同(2)」の右側本文中の不開示部分は法5条2号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外である。)

いずれも、韓国本社法人の在日本資産関連の請求権について政府部内で試算された具体的な項目ないし金額等が記載されている。

④ 60頁(-59-) 5行分, 62頁及び63頁(-60-)に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分), 64頁(-61-) 15行分, 66頁(-63-) 8行分及び2か所, 67頁(-64-) 2か所, 68頁(-65-) 上段11行分, 下段9行分, 71頁(-68-) 上段5行分, 中段4行分, 72頁(-69-) 3か所, 73頁(-70-) 2か所, 76頁(-73-) 表中15か所及び1か所

いずれも、韓国人の対日債権関連の請求権について政府部内で試算された具体的な項目ないし金額等が記載されている。

⑤ 78頁（-75-）下半分部分

円系通貨（日本円を基軸として、日本円と連動させた通貨）の最終保持者に対する補償問題に関する日本政府の具体的な対処方針案が記載されている。

⑥ 90頁（-87-）1か所、94頁（-91-）1か所

いずれも、財産・請求権問題に関する韓国人の在日財産及び朝鮮総督府についての日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。

イ 不開示理由

文書1348の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題についての具体的な試算額及び日本政府の対処方針であり、その不開示理由は文書1314について述べた不開示理由と同様である。

(4) 請求権に関する一般的問題点（文書1349・乙第124号証、番号130）

ア 不開示情報の内容

文書1349（乙第124号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年2月6日付け「請求権に関する一般的問題点（第1稿）」と題する内部文書であり、財産・請求権問題における韓国の対日請求権について請求の法的根拠及び法律関係に焦点を当てた政府部内での想定問答が記載されている。

文書1349のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 3頁（-2-に「次頁不開示」と記載されている部分）

韓国の対日戦時賠償要求に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記載されている。

② 9頁（-8-）1行分

日韓会談における財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。

③ 16頁（-15-）下から約8行分及び17頁（-15-）に「次頁不開示」と記載されている部分)

日本の在北朝鮮財産の処理について日本政府の法的観点からの見解及び対処方針が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1349の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題についての日本政府の具体的な見解、対処方針及び交渉戦略であり、その不開示理由は文書1314について述べた不開示理由と同様である。

(5) 請求権問題に関する大蔵省との打合会（文書1350・乙第277号証、番号131）

ア 不開示情報の内容

文書1350（乙第277号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年2月7日から同年3月13日までに開催された第1回から第5回までの「請求権問題に関する大蔵省との打合会」の議事内容等を記録した内部文書によって構成されており、上記各打合会において財産・請求権問題について政府内部で協議、検討した経過等が記載されている。

文書1350のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①13頁（-13-）最終行ないし14頁（-14-）11行目まで、②26頁（-26-）約12行分、③38頁（-38-）上段2行分、下段2行分であり、いずれも、財産・請求権問題に関する日本政府の見解及び交渉の順序あるいは段取りについて具体的な交渉戦略を検討した過程が記載されている。

イ 不開示理由

文書1350の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉にお

いて懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な見解及びそれに基づく韓国側との交渉における具体的な交渉戦略であり、その不開示理由は文書1314について述べた不開示理由と同様である。

(6) 請求権問題点討議用試案（文書1355、番号132）

ア 不開示情報の内容

文書1355（全部不開示）は、外務省条約局法規課が昭和36年9月1日付けで内部文書として作成した総数32頁の請求権問題の討議用資料であり、韓国が主張した対日請求権のうち、朝鮮総督府の債務、在韓日本人の日本への送金、韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権といった対日請求権各項目に関する日本政府の見解及び具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1355に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針であり、その不開示理由は文書1314について述べた不開示理由と同様である。

(7) 日韓請求権問題（文書1356・乙第278号証、番号133）

ア 不開示情報の内容

文書1356（乙第278号証）は、外務省アジア局が作成した昭和36年9月4日付け「日韓請求権問題」及びその添付文書である別添1「非公式資料」及び別添2「日韓請求権問題試案」と各題する内部文書によって構成されており、財産・請求権問題に関する政府部内で想定した問題の概要及び同問題に対する具体的な対処方針が記載されている。

文書1356のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

- ① 1頁（-1-）2か所及び最終行、2頁（-2-）上段3行分及び下

段8行分、3頁（-2-に「次頁不開示」と記載されている部分）

いずれも、財産・請求権問題における日本政府の対韓請求権の一部及び韓国側の対日請求権の一部について政府内部において試算した項目ないし金額が具体的に記載されている。

② 7頁（-6-）約11行分、8頁（-7-）約2行分、9頁（-8-）約4行分、15頁ないしは23頁まで（-13-に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分。なお、上記「別添2『日韓請求権問題試案』」に相当する部分である。）

いずれも、財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関する日本政府の具体的な見解及び対日請求権の複数の項目それぞれについての対処方針が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1356の不開示部分に記載された情報は、財産・請求権問題に関する政府部内での具体的な試算額及び韓国の対日請求権の複数の具体的な項目についての対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

（8）第5次日韓会談（文書1358・乙第279号証、番号134）

ア 不開示情報の内容

文書1358（乙第279号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年9月5日付け「第5次日韓会談における韓国請求権8項目の討議抄録」、「第5次請求権記録」及び「第5次請求権概算」と各題する内部文書等により構成されており、第5次日韓会談において韓国が主張した対日請求権8項目についての討議記録及び討議の概要並びに政府部内で試算された韓国の対日請求権の具体的な金額が記載されている。

文書1358のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、いずれも「第5次請求権概算」と題する文書中にあり、①37頁（-37-）上段6行分、

下段11行分ほか2か所, ②38頁(−38−)2か所, ③39頁(−39−)上段9行分, 下段5行分, ④40頁(−39−に「次頁不開示」と記載されている部分)及び41頁(−40−)各3行分ほか3か所, ⑤42頁(−41−)3か所, ⑥43頁(−42−)11行目, 13行目及び欄外の3か所(なお, 通知書には法5条2号による不開示部分として記載されているが, 43頁の不開示部分のうち上から14行目の不開示部分を除く上記3か所は不開示理由1に該当するので訂正する。), ⑦44頁(−43−)10行分, ⑧45頁(−44−)8行分, ⑨46頁(−45−)4行分ほか3か所, ⑩47頁(−46−)4行分, ⑪49頁(−47−に「次頁不開示」と記載されている部分)であり, いずれも, 韓国が主張した対日請求権8項目それについての政府部内での試算額や試算方法が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1358の不開示部分に記載された情報は, 日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題についての政府部内の具体的な試算過程や試算額といった対処方針であり, その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(9) 日韓請求権問題に関する外務省・大蔵省打合せ会(文書1359・乙第280号証, 番号135)

ア 不開示情報の内容

文書1359(乙第280号)は, 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年9月8日付け「日韓請求権問題に関する外務省・大蔵省打合せ会要録」と題する内部文書であり, 第6次日韓会談における財産・請求権問題の進め方についての外務, 大蔵両省代表者による打合せの要旨が記載されている。

文書1359のうち, 不開示理由1に基づく不開示部分は13頁(−13−)の1か所であり, 一般朝鮮人公務員に対する未払恩給について政府部内

で具体的に試算した金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1359の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権の項目の一つである、朝鮮人公務員に対しての未払恩給に関する政府部内での具体的な試算額といった対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(10) 日韓請求権解決方策について（文書1360・乙第281号証、番号136）

ア 不開示情報の内容

文書1360（乙第281号）は、外務省が作成した昭和36年9月14日付け「日韓請求権解決方策について」、同日付け「日韓請求権解決方式について」と各題する内部文書等により構成されており、東南アジア諸国に対する賠償額と対比しながら日韓間の特殊な関係を勘案した上で財産・請求権問題について具体的な解決策を検討した内容が記載されている。

文書1360のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 3頁（-2-に「次頁不開示」と記載されている部分）、5頁（-3-に「次頁不開示」と記載されている部分）

いずれも、財産・請求権問題の解決のため、日韓関係の特殊事情を勘案した上で作成された具体的な計画案とその規模が具体的金額をもって記載されている。

② 8頁（-6-）1か所、9頁（-7-）2行分ほか2か所、14頁（-12-）2か所

いずれも、韓国の対日請求権について政府部内で試算した具体的金額及び韓国側に提示することが検討されていた具体的金額が記載されてい

る。

イ 不開示理由

文書1360の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して、東南アジア諸国に対する賠償額との対比や日韓間の特殊な関係を勘案した上で、日本政府が立案した具体的な対処方針及び政府部内で試算され、韓国側に提示することが検討されていた具体的な金額であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(11) 日韓請求権問題試案（文書1361・乙第282号証、番号137）

ア 不開示情報の内容

文書1361（乙第282号）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年9月26日付け「日韓請求権問題試案」、外務省条約局法規課が作成した昭和36年9月12日付け「『日韓請求権問題試案』に対するコメント」と各題する内部文書により構成されており、第5次日韓会談において韓国側が主張した対日請求権8項目についての日本側の対処方針が記載されている。

文書1361のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①3頁（-3-）約9行分、②4頁（-4-）約3行分、③6頁（-6-）約2行分、④7頁（-7-）約3行分、⑤10頁（-10-）約3行分、⑥14頁（-14-）約2行分、⑦15頁（-15-）約1行分、⑧16頁（-16-）2行分及び3行分、⑨17頁（-17-）約3行分、⑩23頁（-23-）約2行分、⑪27頁（-27-）約4行分、⑫31頁（-31-）約4行分、⑬32頁（-32-）約4行分及び約1行分であり、いずれも、韓国の主張する対日請求権8項目に関する支払を行う条件及び支払の規模に関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1361の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題について、韓国が主張した対日請求権8項目のそれぞれの項目についての日本側の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(12) 韓国の対日請求権について（文書1363・乙第283号証、番号138）

ア 不開示情報の内容

文書1363（乙第283号証）は、大蔵省理財局が作成した昭和36年10月26日付け「韓国の対日請求権について」と題する内部文書であり、在韓日本資産を韓国に引き渡した米軍令33号及び日韓間の特別取極についての日韓双方の解釈の概要と、韓国が主張する対日請求権の内容の概要等が記載されている。

文書1363のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 4頁（-4-）1か所

日本が終戦時保有していた対韓請求権について政府部内で試算した具体的金額が記載されている。

② 10頁（-10-）10行分

韓国が第5次日韓会談において主張した対日請求権8項目について政府部内で試算した具体的な項目ないし金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1363の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する、終戦時における日本の対韓請求権の具体的金額の試算及び韓国が主張する対日請求権具体的な項目ないし金額に関する政府部内の試算額及び対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(13) 対韓経済協力実施上の問題点について（文書1364・乙第284号証、

番号139)

ア 不開示情報の内容

文書1364（乙284号証）は、外務省経済協力部政策課が作成した昭和36年11月27日付け「対韓経済協力実施上の問題点について」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉において議論された日韓経済協力に関する供与する円借款の具体的な試算額及び借款の供与元となる金融機関の検討過程が記載されている。

文書1364のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①3頁（-3-）5か所、②4頁（-4-）6か所、③5頁（-5-）2か所、④6頁（-6-）1か所、⑤7頁（-7-）2か所、⑥8頁（-8-）2か所であり、いずれも対韓経済協力として提示する円借款の供与元となる金融機関の具体名が記載されている。

イ 不開示理由

文書1364の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して、韓国の対日請求権への対応として日本が検討していた対韓経済協力の実施における円借款供与実施機関の検討過程であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

（14）日韓請求権問題解決要綱（文書1366・乙第285号証、番号140）

ア 不開示情報の内容

文書1366（乙第285号証）は、外務省が作成した昭和36年11月7日付け「日韓請求権問題解決要綱に関する件」と題する内部文書であり、朴正熙最高会議議長来日の際に行われることが想定された請求権問題の議論についての対処方針が記載されている。

文書1366のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①3頁（-3-）4か所、②4頁（-4-）2か所、③5頁（-5-）1か所、④6頁（-

6-1か所であり、いずれも、請求権問題に関する交渉において韓国政府の主張する要求に対する日本政府の対応策として政府部内で検討された日本側が韓国側に支払う具体的な金額ないし対韓経済協力に関して供与する円借款の具体的金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1366の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題、対韓経済協力問題に関する対処方針として、日本側が交渉において韓国側に提示することを検討していた具体的な金額であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(15) 韓国の対日請求権について（文書1367・乙第286号証、番号141）

ア 不開示情報の内容

文書1367（乙第286号証）は、外務省が作成した「韓国対日請求権について(I)～(III)」と各題する内部文書であり、韓国が主張した対日請求権のうち、朝鮮総督府を通じて韓国から搬出された地金・地銀、朝鮮総督府の債務、在韓日本人の日本への送金、韓国本社法人の在日本資産及び韓国人の対日債権等の対日請求権各項目に関する日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目ないし金額が記載されている。

文書1367のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

- ① 1頁（-1-）4か所、2頁（-1-に「次頁不開示」と記載されている部分）

いずれも、朝鮮総督府を通じて韓国から搬出された地金・地銀関連の請求権に関する日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目ないし金額が記載されている。

- ② 3頁（-2-）7か所、4頁（-3-）中段約1行分、下段約2行分

ほか4か所、5頁（-4-）最終行ほか3か所、6頁（-5-）2か所、
7頁（-6-）約2行分

いずれも、朝鮮総督府の債務関連の請求権に関する日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目ないし金額が記載されている。

③ 11頁（-10-）中段約3行分、最終行ほか2か所、12頁（-11-）8か所、13頁（-12-）3か所、14頁（-13-）約5行分ほか3か所、15頁（-14-）7か所、16頁（-15-）1か所

いずれも、韓国人の対日債権関連の請求権に関する日本政府の見解及び政府部内で試算した具体的な項目ないし金額が記載されている。

④ 18頁（-17-）5か所、19頁（-18-）5か所、20頁（-19-）10か所

いずれも、韓国の対日請求権各項目について返還の要否及び支払う金額として試算した具体的金額の案が記載されている。

⑤ 22頁（-21-）約2行分ほか2か所、⑯23頁（-22-）1行分ほか1か所、⑰24頁（-23-）3か所、⑱26頁（-25-）3か所

いずれも、財産・請求権問題における韓国の対日請求権について政府部内で試算した具体的な項目ないし金額及び日本政府の対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1367の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権各項目に関する政府部内での具体的な試算項目ないし金額及び日本政府の見解と対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(16) 外交政策企画委員会記録（文書1368・乙第287号証、番号142）

ア 不開示情報の内容

文書1368（乙第287号証）は、外務省が作成した昭和36年11月15日付け「第178回外交政策企画委員会記録」と題する内部文書であり、第6次日韓会談に備えて外務省内部で「日韓交渉」を議題として開催された日韓会談の経緯及び韓国の対日請求権8項目に関する意見交換会の記録である。

文書1368のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 8頁（-8-）1か所

対日8項目請求に対して韓国側に提示することが政府部内で検討されていた具体的な金額が記載されている。

② 9頁（-9-）17行分

対日8項目請求について政府部内で検討されていた具体的な支払の実施方法について記載されている。

イ 不開示理由

文書1368の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して、韓国の対日請求権8項目に関する政府部内での試算額及び韓国の主張に対する日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(17) 一般請求権小委員会の今後の討議の進め方について（文書1370・乙第288号証、番号143）

ア 不開示情報の内容

文書1370（乙第288号証）は、外務省アジア局が作成した昭和36年12月4日付け「一般請求権小委員会の今後の討議の進め方について」と題する内部文書であり、財産・請求権問題に対応するための小委員の討議の

進め方について検討した内容等が記載されている。

文書1370のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、6頁ないし8頁（－5－に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分）であり、韓国の対日請求権に関する個別具体的な各項目について政府部内で試算した具体的な項目ないし金額及び各試算方法が記載されている。

イ 不開示理由

文書1370の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して、韓国の対日請求権に関する個別具体的な各項目について政府部内で検討した具体的な試算額と試算方法であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(18) 対韓経済協力について（文書1371・乙第289号証、番号144）

ア 不開示情報の内容

文書1371（乙第289号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年12月7日付け「対韓経済協力について」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉において議論された対韓経済協力の実施に関する方針が記載されている。

文書1371のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①4頁（－4－）6か所、②5頁（－5－）2か所、③6頁（－6－）4か所であり、いずれも、対韓経済協力として提示することが検討されていた具体的な金額、借款の供与元となる金融機関の検討過程及び韓国の対日請求権の政府部内で試算した具体的な金額及び供与実施機関が記載されている。

イ 不開示理由

文書1371の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題の対処方針ないし解決策の一つとして日本が検討していた対韓経済協力の実施について政府部内で検討した

具体的試算額及び供与実施機関であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(19) 韓国側請求と日本側主張（文書1373・乙第290号証、番号145）

ア 不開示情報の内容

文書1373（乙第290号証）は、外務省アジア局が作成した昭和36年12月22日付け「韓国一般請求権に関する韓国側請求金額と日本側主張」、外務省アジア局北東アジア課が作成した同月27日付け「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定（案）」と各題する内部文書等により構成されており、韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目について、韓国側が要求する金額、政府部内で試算した金額及び韓国の対日請求権各項目に対する日本政府の対処方針が記載されている。

文書1373のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

- ① 1頁（-1-）2か所、2頁（-2-）2か所、3頁（-3-）3か所、5頁（-5-）2か所、6頁（-6-）6か所（なお、13行目「としている。」との前部にもマスキングが施されているが、同部分に記載はなく、不開示部分には含まれない。）、7頁（-7-）9か所、10頁ないし11頁（-9-）に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分（「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定（案）」）中の最初の2ページ）

いずれも、韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目それぞれについて政府部内で試算した具体的な金額が記載されている。

- ② 12頁ないし15頁（-9-）に「次頁以下6頁不開示」と記載されている部分（「韓国一般請求権に関する韓国側請求額と日本側査定（案）」）中の3ないし6ページ）

いずれも、韓国の対日請求権の複数の個別具体的な項目それぞれにつ

いて政府部内で査定した具体的な項目ないし金額及び試算方法が一覧表形式で記載されている。

イ 不開示理由

文書1373の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた韓国の対日請求権問題への対処として、複数の個別具体的な請求権の項目について政府部内で検討した試算方法や試算額であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(20) 協定最終案(文書1397・乙第号291証、番号146)

ア 不開示情報の内容

文書1397（乙第291号証）は、外務省が作成した昭和40年6月17日付け「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（案）」と題する内部文書等によって構成されており、昭和40年6月に日韓間で締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」の試案等が記載されている。

文書1397のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、80頁ないし154頁（-79-に「次頁以下75頁不開示」と記載されている部分）であり、いずれも、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」に関連して政府部内で検討された日韓経済協力に関する借款契約案及び事業計画案等が、和文、英文及びハングル文字で各記載されている。

イ 不開示理由

文書1397の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題の対処方針ないし解決策として検討されていた日韓経済協力問題に関し、政府部内で検討されていた韓国と

の借款契約案及び事業計画案の検討経過等であり、その不開示理由は文書 1 3 1 4 で述べた不開示理由と同様である。

(21) 第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合会議(文書 1 4 0 8・乙第 1 2 7 号証、番号 1 4 7)

ア 不開示情報の内容

文書 1 4 0 8 (乙第 1 2 7 号証) は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和 35 年 9 月 12 日付け「第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための第1回各省代表打合会議概要」、同月 19 日付け「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第2回各省代表打合会議概要」、同年 10 月 6 日付け「日韓会談準備のための省内打合会に関する件」、同月 14 日付け「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第3回各省代表打合会議概要」と各題する内部文書により構成されており、第1回から第3回までの「第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省代表打合会議」等において協議された日韓会談の韓国側代表に対する印象、在日朝鮮人問題、漁業問題、文化財問題、財産・請求権問題、船舶問題といった日韓会談において議論されていた各問題についての日本政府の見解及び対処方針の検討過程が記載されている。

文書 1 4 0 8 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は以下のとおりである。

- ① 5 頁 (- 5 -) 約 3 行分、6 頁 (- 6 -) 約 2 行分、33 頁 (- 3 3 -) 約 2 行分

いずれも、財産・請求権問題について政府部内で検討した具体的な解決策が記載されている。

- ② 22 頁 (- 2 2 -) 約 3 行分

財産・請求権問題についての日韓間での議論における日本政府の具体的な交渉戦略案として検討された内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書1408の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題についての政府部内の具体的な見解及び交渉戦略であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

- (22) 日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点（文書1410・乙第292号証、番号148）

ア 不開示情報の内容

文書1410（乙第292号証）は、外務省条約局法規課が作成した昭和35年12月1日付け「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点（討議用資料）」、同月6日付け「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点」と各題する2つの内部文書で構成され、いずれも、戦後の南北朝鮮関係、韓国の法的地位、財産・請求権問題及び在日韓国人の待遇問題について日本側の対処方針を検討した内容が記載されている。

文書1410のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①15頁（-15-）2か所、②16頁（-15-に「次頁不開示」と記載されている部分）であり、財産・請求権問題について日本側の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1410の不開示情報に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題についての日本側の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

- (23) 日韓会談日本側代表団の打合せ会議（文書1411・乙第293号証、番号149）

ア 不開示情報の内容

文書1411（乙第293号証）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年1月25日付け「日韓会談日本側代表団の打合せ会議概要」、同月31日付け「日韓会談日本側代表の打合せ会議要旨」、同月30日付け「当面の日韓会談交渉要領」、同年2月8日付け「日韓会談日本側代表の打合せ会議要旨」と題する内部文書により構成されており、第5次日韓予備会談の第4回本会議に備えての日本代表団の打合せ会議における、当時の日韓交渉における懸案事項であった漁業問題や財産・請求権問題についての対処方針に関する議論の記録が記載されている。

文書1411のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①3頁（-3-）上段約4行分、下段約2行分、②4頁（-4-）1行分、③44頁（-44-）約2行分であり、いずれも、対日請求権に基づく韓国側の要求に対する日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。

イ 不開示理由

文書1411の不開示情報に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた韓国の対日請求権についての日本政府の具体的な対処方針及び交渉戦略であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(24) アジア局重要懸案処理月報（36年）（文書1426・乙第294号証、番号150）

ア 不開示情報の内容

文書1426（乙第294号証）は、外務省アジア局総務参事官室が作成した「アジア局重要懸案処理月報」と題された内部文書のうち昭和36年1月ないし3月分、5月ないし12月分の各韓国関連部分の抜粋により構成されており、第5次日韓会談の予備会談において焦点となった漁業問題、在日韓国人の待遇問題及び財産・請求権問題等についての会談の記録及び以後の会談における日本側の対処方針が記載されている。

文書1426のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①109頁（-109-）約2行分、②147頁（-147-）約2行分、③164頁（-164-）約4行分であり、いずれも、対日請求権に基づく韓国側の要求に対する支払についての日本政府の具体的な解決策及び方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1426の不開示情報に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた韓国の対日請求権に対する支払に関する日本政府の具体的な解決策ないし対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(25) アジア局重要懸案処理月報（37年韓国関係抜粋）（文書1427・乙第295号証、番号151）

ア 不開示情報の内容

文書1427（乙第295号証）は、外務省アジア局総務参事官室が作成した「アジア局重要懸案処理月報」と題された内部文書の昭和37年1月ないし9月分の各北東アジア課関連部分の抜粋により構成されており、第6次日韓会談の予備交渉において焦点となった漁業問題、在日韓国人の待遇問題、財産・請求権問題についての交渉の概要、各問題に対する日本政府の具体的な見解、解決策及び対処方針が記載されている。

文書1427のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 12頁（-12-）11行目ないし17行目

韓国法人及び個人が所有する日本有価証券の返還要求に対する日本政府の対処方針が具体的に記載されている。

② 12頁（-12-）最終行ないし13頁（-13-）2行目まで

韓国法人及び個人が所有する日本有価証券の現物分についての返還要求

に対する日本政府の対処方針が具体的に記載されている。

③ 13頁（-13-）最終行

被徵用韓人未収金の返還要求に対する日本政府の具体的な解決策が記載されている。

④ 15頁（-15-）上段約2行分、下段約2行分、約3行分

未払恩給の返還要求に対する日本政府の具体的な解決策及び対処方針が記載されている。

⑤ 17頁（-17-）約2行分

軍人恩給の返還要求に対する日本政府の具体的な見解が記載されている。

⑥ 45頁（-45-）約2行分、54頁（-54-）約4行分 55頁（-55-）約2行分

いずれも、小坂外務大臣が韓国の崔外務部長との第3回会談において、韓国側から請求権、無償援助、経済協力の3本建てを考えているとの提案に対し、日本側が政府案として提示した具体的な内容が記載されている。

⑦ 87頁（-87-）約2行分ほか1か所、88頁（-88-）約3行分、91頁（-91-）4か所、93頁（-93-）約2行分

いずれも、第6次日韓会談における第1回会合において、杉代表が、請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について発言した際に提した具体的な解決策及び伊関局長が杉代表の発言を補足して、非公式に提示した請求権の具体的な金額が記載されている。

⑧ 98頁（-98-）約3行分

第6次日韓会談第2回会合における韓国の裴代表の発言中にあり、同発言で引き合いに出された杉代表の発言部分が記載されている。

⑨ 104頁（-104-）2か所

第6次日韓会談第2回会合における伊関局長の発言中にあり、いずれも、

同局長が非公式に提示した請求権の具体的な金額が記載されている。

⑩ 107頁（-107-）約2行分

第6次日韓会談第3回会合における伊闇局長の発言中にあり、韓国側が日本側の提案を受け入れない場合における日本側の対応策が具体的に記載されている。

⑪ 118頁（-118-）2か所、119頁（-119-）約2行分

第6次日韓会談第2回会合における伊闇局長の発言中にあり、いずれも、同局長が非公式に提示した請求権の具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1427の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題についての日本側の具体的な対処方針及び韓国側に非公式で提示した具体的な支払額であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(26) 金公使内話(文書1431・乙第296号証、番号152)

ア 不開示情報の内容

文書1431（乙第296号証）は、外務省アジア局第五課が作成した昭和31年3月20日付け「金公使内話の件」、同年7月7日付け「金韓國公使と会談の件」、外務省アジア局第一課が作成した同年8月20日付け「日韓問題に関し金公使と会談の件」、同年12月4日付け「金公使と会談の件」と各題する複数の内部文書等によって構成されており、日韓国交正常化交渉において議論されていた在日韓国人の処遇に関する問題及び漁業問題に関して中川融アジア局長と金溶植公使との間の会談記録である。

文書1431のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、96頁（-96-）約4行分であり、中川局長と金公使の会談における在日韓国人の持ち帰り財産についての金公使の要望に対して中川局長が発言した具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1431の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた韓国の対日請求権問題に関する在日韓国人の持ち帰り財産に関する日本政府の具体的な見解ないし対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(27) 日韓漁業協定の問題点（文書1493・乙第297号証、番号153）

ア 不開示情報の内容

文書1493（乙第297号証）は、外務省が作成した昭和39年2月14日付け「日韓漁業協定の問題点」と題する内部文書であり、日韓漁業協定締結に際して日本、韓国双方の各主張及び韓国の主張に対する日本政府の対処方針が記載されている。

文書1493のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、6頁（-6-）の約2行分であり、漁業専管水域の設定に関して韓国側と調整する上での日本政府の具体的な問題意識ないし見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1493の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた漁業問題の漁業専管水域の設定に関する日本政府の具体的な見解ないし対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(28) 日韓会談における五議題（文書1518・乙第298号証、番号154）

ア 不開示情報の内容

文書1518（乙第298号証）は、外務省アジア局が作成した昭和32年3月18日付け「関係省打合資料」と題する内部文書であり、日韓会談で議論の対象となった基本関係樹立問題、財産・請求権問題、漁業問題、船舶問題、在日韓国人の待遇問題、抑留漁民問題及び文化財問題の概要、日韓間での議論の経緯及び各問題について日本政府内部で検討した具体的な経過、

見解等が記載されている。

文書 1518 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 7 頁（-7-）中段約 2 行分、左段約 5 行分、8 頁（-8-）約 1 ページ分、9 頁（-8-）に「次頁不開示」と記載されている部分）、11 頁（-10-）約 1 ページ分

いずれも、対日請求権に基づいて韓国が要求する個別具体的な特定項目に対して日本政府内部で検討した解決策の内容及び対処方針が具体的に記載されている。

② 20 頁（-19-）約 1 行分

対日請求権に基づいて韓国が要求する特定項目について政府内部で試算した具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書 1518 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して政府内部で検討した具体的な項目に係る試算額及び対処方針等であり、その不開示理由は文書 1314 で述べた不開示理由と同様である。

(29) 日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨（文書 1519・乙第 299 号証、番号 155）

ア 不開示情報の内容

文書 1519（乙第 299 号証）は、外務省が作成した昭和 32 年付け「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」、外務省アジア局第一課が作成した同年 7 月 1 日付け「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」と各題する内部文書により構成されており、外務省、大蔵省、農林省、文部省、法務省、法制局の次官等による韓国の対日請求権に関する協議の議事要旨が記載されている。

文書1519のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①27頁（-27-）約1行分、②28頁（-28-）約3行分、③35頁（-35-）後ろから2行目から36頁（-36-）2行目まで、④61頁（-61-）約2行分、⑥64頁（-64-）約2行分であり、いずれも韓国の対日請求権及び日本の対韓請求権の比較及び相殺に関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1519の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して、韓国の対日請求権と日本の対韓請求権の関係及び財産・請求権問題の解決策の一つとして検討されていた請求権の相殺についての具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(30) 日韓交渉（次官会議説明）（文書1531・乙第300号証、番号156）

ア 不開示情報の内容

文書1531（乙第300号証）は、外務省が昭和33年付けて作成した「一月六日次官会議における次官説明要旨」と題する内部文書であり、財産・請求権問題、在日韓国人の退去強制処分及び文化財の引渡のそれに関する韓国の要求の概要及びそれに対する日本側の対処方針が記載されている。

文書1531のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、10頁（-10-）最終行から11頁（-11-）2行目までであり、韓国の対日請求権に係る支払に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1531の不開示情報に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して、韓国の対日

請求権に関する日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(31) 日韓会談交渉方針(文書1538・乙第301号証、番号157)

ア 不開示情報の内容

文書1538(乙第301号証)は、外務省アジア局北東アジア課が昭和33年7月2日付けで作成した「日韓会談交渉方針」と題する内部文書であり、第4次日韓会談において議論の対象となった財産・請求権問題、船舶問題、漁業問題及び在日韓国人の待遇に関する問題についての日本側の対処方針が記載されている。

文書1538のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①3頁(−3−)約3行分、②10頁(−10−)右段約2行分、中段以後7行分、③11頁及び12頁(−10−に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)、④13頁(−11−)約2行分、⑤15頁(−13−)約2行分、⑥19頁(−17−)3か所(表の上段全部、中段(「処理方針」欄)1か所、下段(「金額及び摘要」欄)1か所)、⑦20頁(−18−)下段全部、⑧21頁(−19−)ないし28頁(−26−)の各表の中段及び下段の全部、⑨29頁(−27−)2か所(表の中段全部及び欄外)、⑩30頁(−28−)及び⑪31頁(−29−)の表の下段(金額)の合計4か所であり、いずれも対日請求権に基づいて韓国が要求する個別具体的な各項目について日本側の具体的な対処方針及び政府部内で試算した各請求権の具体的な項目ないし金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1538の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する韓国の対日請求権に関する個別具体的な項目に対する対処方針及び政府部内で試算された具体的な金額であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様であ

る。

(32) 在日韓人の処遇問題関係資料(昭和34年11~12月) (文書1556・乙第136号証, 番号158)

ア 不開示情報の内容

文書1556(乙第136号証)は、昭和35年1月付で外務省北東アジア課が作成した「抑留者送還及び韓人の処遇問題に関する昭和34. 11 ~ 12 の日韓交渉の経緯及び関係資料」と題する内部文書であり、在日韓国人の処遇問題、在韓抑留日本人漁夫問題及び財産・請求権問題に関する日韓間の協議の経緯及び日韓双方の見解の変遷経過が記載されている。

文書1556のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①115頁ないし117頁(-114-)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)、②120頁(-117-)冒頭3行目ないし152頁(-117-)に「次頁以下32頁不開示」と記載されている部分)、③156頁ないし158頁(-120-)に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分)、④159頁(-121-)11行分、⑤164頁ないし180頁(-125-)に「次頁以下17頁不開示」と記載されている部分)であり、いずれも戦後の朝鮮半島への帰還者に対して日本が支払を行うか否か検討していた補償金についての日本政府の具体的な見解及び政府部内での検討の経過等が記載されている。

イ 不開示理由

文書1556の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する朝鮮半島へ帰還者に対する保証金問題に関しての日本政府の具体的な対処方針及び政府内部での検討過程であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(33) JAPAN'S FOREIGN OBLIGATIONS (文書1557・乙第302号証, 番号159)

ア 不開示情報の内容

文書 1557（乙第302号証）は、外務省が作成した1948年6月付け「JAPAN'S FOREIGN OBLIGATIONS」（日本の対外債務）と題する内部文書であり、戦後日本から分離した韓国、台湾、樺太、広東、南洋諸島に対する日本の負債及びそれらの地域における日本の資産の概要と政府内部での試算額が記載されている。

文書 1557 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 13 頁（-13-）下段から 14 頁（-13-）に「次頁不開示」と記載されている部分）及び 15 頁（-14-）ページ上段まで

日本の韓国に対する負債と日本の在韓資産の概要が具体的な数値をもって記載されている。

② 17 頁（-16-）2か所

「「ANNEX（添付）Japanese Liabilities in its Former Possessions（日本の在外資産）」と題する一覧表の Korea（韓国）及び Total（総計）の各欄に日本の在韓資産の概要が具体的な試算額をもって記載されている。

イ 不開示理由

文書 1557 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題への対処として、日本の韓国に対する債務及び日本の在韓資産の概要の検討経過及び政府部内で試算された具体的な項目ないし金額であり、その不開示理由は文書 1314 で述べた不開示理由と同様である。

(34) 円系通貨並びに在外日銀券に対する我方の責任について（文書 1558
・乙第303号証、番号 160）

（なお、被告準備書面(1)添付の不開示文書目録において「日形」とあるのは誤記である。）

ア 不開示情報の内容

文書1558（乙第303号証）は、大蔵省管理局管理課が作成した昭和24年1月24日付け「円系通貨並びに在外日銀券に対する我方の責任について」と題する内部文書であり、第二次世界大戦前、朝鮮及び台湾など日本の領土となっていた地域において発行されていた各種円系通貨に関し、円系通貨が発行されていた地域におけるインフレ発生の責任及び円系通貨の所持者に対する責任について検討された内容が記載されている。

文書1558のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①22頁（-22-）及び23頁（-23-）の表の冒頭1か所、②28頁（-28-）の2か所、③29頁（-29-）の3行分であり、いずれも、韓国において発行されていた円系通貨及び日銀券の発行推定高・流通額の具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1558の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題の一項目として検討されていた、韓国に円系通貨及び日銀券が流通していたことと同国内におけるインフレ発生責任あるいは所持者に対する責任の存否ないし関連の有無という問題に関する政府部内の検討過程、対処方針及び具体的な試算額であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(35) 朝鮮における債務の処理について（文書1559・乙第304号証、番号161）

ア 不開示情報の内容

文書1559（乙第304号証）は、大蔵省が作成した昭和24年3月付け「朝鮮における債務の処理について」と題する内部文書であり、第二次世界大戦終戦時に日本が朝鮮に対して負っていた債務について政府部内で検討した試算額及び債務の処理方法が記載されている。

文書1559のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 3頁ないし6頁（-2-に「次頁以下4頁不開示」と記載されている部分）

日本の朝鮮に対する負債を調査した結果が個別具体的な特定の債務ごとに具体的金額として記載されている。

② 11頁ないし14頁（-6-に「次頁以下4頁不開示」と記載されている部分）及び15頁（-7-）1行目、15頁（-7-）5行目及び6行目、15頁（-7-）最後から2行目ないし17頁（-7-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）、21頁ないし27頁（-10-に「次頁以下7頁不開示」と記載されている部分）及び28頁（-11-）8行分、29頁（-12-）10行分ないし31頁（-12-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）

いずれも、日本の朝鮮に対する債務の処理方法及び日本側の対策について政府内部で検討した内容が、個別具体的に特定の債務ごとに記載されている。

イ 不開示理由

文書1559の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた韓国の対日請求権の項目の一つである終戦時における日本の対朝鮮債務の具体的な試算額及びこれに関する日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(36) 講和資料 割譲地域にある譲渡国の財産、権利、利益の取扱について（文書1560・乙第305号証、番号162）

ア 不開示情報の内容

文書1560（乙第305号証）は、外務省条約局条約課が昭和26年1

月に「講和資料第二十二号」として編集した昭和23年5月25日付け同課作成に係る「割譲地域にある譲渡国の財産、権利、利益の取扱について」と題する内部文書及び同課が昭和26年1月に「講和資料第二十五号」として編集した昭和24年3月10日付け同課作成に係る「在外財産並に渉外負債の処理に関する原則」と各題する内部文書により構成されている。同文書には、イタリア平和条約、ヴェルサイユ条約、サン・ジェルマン条約等の先例を勘案した上で、日本から割譲される地域に存在する日本の財産及び権利の取扱いに関する日本政府の見解が記載されている。

文書1560のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①3頁（-3-）右葉約7行分、左葉9行分、②4頁（-4-）右葉4行分及び2行分、③5頁（-5-）左葉約2行分、④6頁（-6-）右葉8行分、左葉4行分、⑤7頁（-7-）右葉5行分及び左葉全部であり、いずれも上記先例との比較において日本の割譲地に存在する日本の財産及び権利の取扱いについて日本政府内部で検討ないし予測した具体的な対策及び見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1560の不開示部分に記載された情報は、日本の割譲地に存在する財産及び権利の取扱いについて日本政府が検討ないし予測した具体的な対策及び見解であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(37) 平和条約第四条について（文書1562・乙第306号証、番号163）

ア 不開示情報の内容

文書1562（乙第306号証）は、外務省条約局法規課が昭和26年9月付で作成した「平和条約第四條について（上）（未定稿）」、「平和条約第四條について（下）（未定稿）」と各題する内部文書で構成されており、個人の研究報告という体裁でサンフランシスコ平和条約に基づく日本の在外財産及び権利の取扱いに関する日本政府の見解及び予測が記載されている。

文書1562のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は54頁（-54-）約2行分であり、韓国が日本政府に請求し得るとされている特定の対日請求権が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1562の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた韓国の対日請求権に関するして日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(38) 請求権問題を全鮮について探上げる場合の問題について（文書1566、番号164）

ア 不開示情報の内容

文書1566（全部不開示）は、外務省が昭和27年2月6日付けで作成した財産・請求権問題に関する総数5頁の内部文書であり、日韓間の財産・請求権問題において、北朝鮮が議論の対象として取り上げられた場合の日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1566に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題において、北朝鮮が議論に取り上げられた場合の日本側の具体的な対処方針ないし検討経過であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(39) 平和条約第4条（文書1567・乙第307号証、番号165）

ア 不開示情報の内容

文書1567（乙第307号証）は大蔵省が作成した1952年（昭和27年）2月6日付け「平和条約第四条（b）項と在南鮮旧日本財産との関係」、同月7日付け「第二条による分離地域に関わる請求権の処理方法」と各題する内部文書により構成されており、日本の在韓財産の法的地位及び財産・請

求権問題の処理の相手方となる主体を検討した内容が記載されている。

文書1567のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、22頁（-22-）4行分であり、財産・請求権問題について、北朝鮮との関係を留意した上で検討された日本側の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1567の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して北朝鮮との関係を留意した上で検討した日本側の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

（40）朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無について（文書1568・乙第308号証、番号166）

ア 不開示情報の内容

文書1568（乙第308号証）は、外務省が作成した昭和27年2月11日付け「朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無について」と題する内部文書であり、朝鮮動乱（朝鮮戦争）により回収することが困難になった日本の対韓債権の処理について検討した内容が記載されている。

文書1568のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、1頁（-1-）2か所約12行分、8頁（-8-）約14行分、9頁（-9-）約20行分であり、いずれも、韓国及び北朝鮮双方が朝鮮戦争の当事者であるという性質を勘案した上で、対韓債権の回収が困難になったことについて韓国に対し国家責任が問えるか否かを検討した内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書1568の不開示部分に記載された情報は、朝鮮戦争により日本の対韓債権が回収困難になったことについて、紛争の当事者の一方である韓国に対して責任が問えるか否かについて具体的に検討した内容であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(41) 日本銀行の対韓国債権債務一覧(文書1569・乙第309号証, 番号167)

ア 不開示情報の内容

文書1569(乙第309号証)は、外務省が作成した昭和27年付け「日本銀行の対韓国債権債務一覧」と題する文書等から構成される内部文書であり、日本銀行の対韓債権及び債務の一覧等が記載されている。

文書1569のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①1頁(-1-) 1か所、②2頁(-2-) 約15行分、③3頁ないし18頁(-2-に「次頁以下16頁不開示」と記載されている部分)であり、いずれも、日本銀行の対韓債権及び債務の概要について、個別具体的な特定の債権、債務の内容、試算した具体的金額、各債権債務の存否等を調査した結果及びその対処方針を検討した内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書1569の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題のうち日本銀行の対韓債権債務の問題に関する対処方針等であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(42) 日本側対韓請求権(文書1571, 番号168)

ア 不開示情報の内容

文書1571(全部不開示)は、外務省が作成した日本及び韓国の対韓、対日請求権に関する総数18頁の内部文書であり、日本の対韓請求権及び韓国の対日請求権について個別具体的な特定の項目及びその具体的な試算額並びに試算過程が主として一覧表形式で記載されている。

イ 不開示理由

文書1571に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する対処として日本政府が作成した両国

の請求権のリスト及び政府部内で試算した具体的金額及び試算過程であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(43) 韓国の対日賠償要求について（文書1572・乙第310号証、番号169）

ア 不開示情報の内容

文書1572（乙第310号証）は、「韓国の対日賠償要求について」と題する内部文書であり、韓国政府による日本に対する賠償要求の根拠、内容の概要及び要求に対する日本政府の見解や対処方針が記載されている。

文書1572のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①18頁（-17-に「次頁不開示」と記載されている部分）、②22頁ないし44頁（-20-に「次頁以下23頁不開示」と記載されている部分）及び45頁（-21-）3行分、③47頁（-23-）最終行及び48頁（-23-に「次頁不開示」と記載されている部分）、④50頁（-25-）約9行分及び51頁ないし78頁（-25-に「次頁以下28頁不開示」と記載されている部分）であり、いずれも、韓国の対日請求権の個別具体的な複数の特定項目について、賠償要求の根拠及び内容、これに対する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1572の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する韓国側の賠償要求の根拠及び内容、これに対する日本政府の具体的な見解及び対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(44) 財産請求権問題（昭和32年3～7月）（文書1594・乙第311号証、番号170）

ア 不開示情報の内容

文書1594（乙第311号証）は、外務省アジア局第一課が作成した昭

和32年3月付けで作成した「財産請求権問題」、「財産請求権問題（訂正版）」と各題するほぼ同一内容の2つの内部文書で構成されており、サンフランシスコ平和条約第4条の解釈に関する日韓双方の主張及びに韓国の主張する対日請求権の内容の概要等が記載されている。

文書1594のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 5頁（-5-）9行分、24頁（-24-）9行分

いずれも、日韓会談を再開に導くため、対韓請求権について法律論の観点から再検討した過程及びそれを踏まえた政府が予測した日韓交渉の見通しなどが記載されている。

② 17頁（-17-）約1行分

政府部内で試算した韓国対日請求権の個別具体的な特定の項目及びその金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書1594の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に日韓交渉の見通し及び韓国対日請求権の個別具体的な特定項目について政府部内で試算した具体的な金額であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

（45）韓国に対する債務（文書1595・乙第327号証、番号171）

ア 不開示情報の内容

文書1595（乙第327号証）は、外務省アジア局第一課が作成した昭和32年10月10日及び同年12月5日にそれぞれ作成した対韓国債務の処理試案をまとめた総数12頁の内部文書である。

文書1595のうち、不開示理由1にも続く不開示部分は、①1頁ないし5頁（-1-に「前5頁不開示」と記載されている部分）、②6頁（-1-）3か所（表の上段全部、中段（「処理方針」欄）1か所、下段（「金額及び

摘要」欄) 1か所), ③7頁(−2−) 2か所(表の中段1か所, 下段全部), ④8頁(−3−) 1か所(表の中段及び下段全部), ⑤9頁(−4−) 1か所(表の中段及び下段全部), ⑥10頁(−5−) 1か所(表の中段及び下段全部), ⑦11頁(−6−) 1か所(表の中段及び下段全部)及び⑧12頁(−7−) 2か所(表の中段及び下段全部, 表の左欄外)であり, いずれも, 日本の対韓債務を個別具体的な特定項目ごとに挙げて政府部内で試算した金額, 試算方法及び日本側の対処方針が一覧表形式で記載されている。

なお, 文書1595は, 平成20年5月9日付け情報公開第01148号「行政文書の開示請求に係る決定について(通知)」(甲第77号証)により法5条3号に該当するとして全部不開示としたが, 6頁ないし12頁(ただし, 上記②ないし⑧を除く)は, 平成22年8月23日付け情報公開第01355号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知)」(乙第326号証)により開示した。

イ 不開示理由

文書1595に記載された情報は, 日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本の対韓債務について個別具体的な特定項目ごとに政府部内で試算した金額, 試算方法及び日本側の対処方針を一覧表にしたリストであり, その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(46) 韓国側対日請求権(昭和32年12月)(文書1597・乙第312号証, 同328号証, 番号172)

ア 不開示情報の内容

文書1597(乙第312号証)は, 外務省が作成した昭和32年12月7日付け「韓国側対日請求権問題に関する件」と題する内部文書であり, 韓国の主張する対日請求権について政府部内で検討した内容が記載されている。

文書1597のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 1頁（-1-）約2行分、2頁（-2-）2行分、3頁（-3-）約7行分、4頁（-4-）1か所

いずれも、韓国が主張する対日請求権について、個別具体的な特定項目ごとに政府部内で試算した具体的な金額ないし日本側の対処方針等が記載されている。

- ② 5頁ないし8頁（-4-に「次頁以下4頁不開示」と記載されている部分）、10頁（-6-）2か所（表の上段全部、中段（「処理方針」欄）及び下段（「金額及び摘要」欄）1か所）、11頁（-7-）1か所（表の中段及び下段全部）、12頁（-8-）1か所（表の中段及び下段全部）、13頁（-9-）1か所（表の中段及び下段全部）、14頁（-10-）1か所（表の中段及び下段全部）、15頁（-11-）1か所（表の中段及び下段全部）、16頁（-12-）1か所（表の中段及び下段の一部）、17頁（-13-）1か所（表の中段及び下段全部）及び18頁（-18-）2か所（表の中段及び表の左欄外）

いずれも、韓国の主張する対日請求権について、個別具体的な特定項目ごとに、その内容、政府部内で試算した具体的な金額及び日本側の対処方針を一覧表にしたリストが記載されている。

なお、文書1597は、平成20年5月9日付け情報公開第01148号「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」（甲第77号証）により法5条3号に該当するとして不開示としてが、10頁ないし18頁（ただし、上記②を除く）については、平成22年8月23日付け情報公開第01355号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（乙第326号証）により開示した（乙第328号証）。

イ 不開示理由

文書1597の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた韓国の対日請求権について政府部内で試算した具体的な金額及び日本側の対処方針等のリストであり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(47) 請求権問題の問題点（昭和33年3月）（文書1598・乙第313号証、番号173）

ア 不開示情報の内容

文書1598（乙第313号証）は、外務省条約局が作成した昭和33年3月25日付け「日韓会談請求権問題の問題点（案）」、同月31日付け「財産権問題に関する基本方針案」、外務省条約局第一課が作成した同月25日付け「賠償及び請求権問題に関する交渉と対立政権の存在について」と各題する内部文書により構成されており、米軍令及びサンフランシスコ平和条約との関係における財産・請求権の問題点の概要及び韓国の対日請求権に対する日本政府の対処方針について各検討した内容が記載されている。

文書1598のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、5頁（-5-）5行分であり、対日請求権に関する問題について韓国から提案された事項について、政府部内で検討した具体的な経過ないし見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1598の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた韓国の対日請求権に関する韓国側の提案についての日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(48) 検討を要する問題点（昭和33年11月）（文書1599・乙第314号証、同329号証、番号174）

ア 不開示情報の内容

文書1599（乙第314号証）は、大蔵省が作成した昭和33年11月

17日付け「日韓財産請求権問題の処理に当たり検討を要する問題点」と題する内部文書であり、米軍令33条、「アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政および財産に関する最初の取極」及びサンフランシスコ平和条約第4条との関連における財産・請求権問題の対応を検討した内容が記載されている。

文書1599のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①4頁（-4-）6行目以後約20行分ほか1か所、②5頁及び6頁（-4-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）、③9頁（-7-）2か所（右側ページの上段全部及び中段及び下段の一部、左側ページの下段全部）、10頁（-8-）2か所（右側ページの中段及び下段全部、左側ページの中段及び下段全部）、11頁（-9-）1か所（中段及び下段全部）、12頁（-10-）2か所（右側ページの中段及び下段の一部、左側ページの中段及び下段全部）、13頁（-11-）1か所（右側ページの中段及び下段の一部）及び14頁（-12-）3か所（右側ページの中段及び下段全部、左側ページの中段の全部及び左欄外）、④14頁ないし26頁（-12-に「次頁以下12頁不開示」と記載されている部分）であり、いずれも、韓国の対日請求権の個別具体的な特定項目について、韓国が主張している内容、政府内部で試算した具体的金額、日本側の対処方針等が一覧表形式で記載されている。

なお、文書1599は、平成20年5月9日付け情報公開第01148号「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」（甲第77号証）により法5条3号に該当するとして不開示としてが、9頁ないし13頁（ただし、上記③を除く）にちいては、平成22年8月23日付け情報公開第01355号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（乙第326号証）により開示した（乙第329号証）。

イ 不開示理由

文書1599の不開示情報に記載された情報は、日韓国交正常化交渉にお

いて具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題について政府部内で試算された具体的な金額及び日本側の対処方針であり、その不開示理由は文書 1314 で述べた不開示理由と同様である。

(49) 請求権の経緯及び解決方針（昭和 34 年 1～4 月）（文書 1600・乙第 138 号証、番号 175）

ア 不開示情報の内容

文書 1600（乙第 138 号証）は、外務省アジア局総務参事官室が作成した昭和 34 年 1 月 31 日付け「懸案対日請求権の経緯及び解決方針に関する参考資料」と題する内部文書であり、韓国のか米国、英國、デンマーク、オーストラリア、ポルトガル、イタリア、アイルランド、ギリシャ、インド、パキスタン等の諸外国の対日請求権の概要及び政府部内での試算と対処方針が記載されている。

文書 1600 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 71 頁（-71-）5 行分

財産・請求権問題について日本政府が従前主張していた法律論について日本政府が再検証した結果ないし見解が記載されている。

② 76（-76-）5 行分、81 頁（-81-）1 か所

韓国が日本側に支払を要求した対日請求権の個別具体的な特定項目及びこれについて政府部内で試算した具体的な金額が記載されている。

イ 不開示理由

文書 1600 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題における日本側の従前の主張についての具体的な再検討経過及び韓国対日請求権の特定項目について試算した具体的な金額であり、その不開示理由は文書 1314 で述べた不開示理由と同様である。

(50) 請求権問題を処理する場合の問題点（昭和35年10月）（文書1602
・乙第315号証、番号176）

ア 不開示情報の内容

文書1602（乙第315号証）は、外務省が作成した昭和35年10月21日付け「大韓民国と請求権問題を処理する場合の問題点（未定稿）」と題する内部文書であり、サンフランシスコ平和条約第4条（a）の「現に朝鮮地域の施政を行っている当局」という文言と北朝鮮との関係における財産・請求権問題の問題点について日本政府内部で検討した見解及び対処方針が記載されている。

文書1602のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、5頁（-5-）約6行分であり、韓国を朝鮮半島に成立している唯一の国家として承認した場合における韓国が取得する請求権及び被請求権について日本政府内部で検討した具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1602の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関して北朝鮮との関係を視野に入れた日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(51) 日韓漁業協力に関する日本側の基本的態度（文書1605・乙第316号証、番号177）

ア 不開示情報の内容

文書1605（乙第316号証）は、外務省が作成した昭和38年4月12日付け「日韓漁業協力に関する日本側の考え方」、同年5月27日付け「日韓漁業協力に関する日本側の基本的態度」、同月31日付け「日韓漁業協力について」、同年6月付け「日韓漁業協力の必要性について」、外務省アジア局北東アジア課が作成した同月1日付け「日韓漁業協力に関する日本側の

基本方針（案）」，同月3日付け「日韓漁業協力に関する日本側ト部主査の発言（案）」，同年7月23日付け「日韓漁業協力問題の処理方針（案）」と各題する内部文書等により構成されており，日韓漁業協力の意義，目的，実施方法及び必要性について日本政府の見解が記載されている。

文書1605のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は，39頁（-39-）最終行及び40頁ないし48頁（-39-に「次頁以下9頁」不開示）と記載されている部分）であり，「日韓漁業協力問題の処理方針」と題する文書中にあり，日韓漁業協力問題における懸案事項であった韓国に対する漁業協力の実施方法及び規模の決定に関し，韓国との交渉における日本政府の具体的な交渉戦略等が記載されている。

イ 不開示理由

文書1605の不開示部分に記載された情報は，日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた日韓漁業協力問題について，韓国との交渉における日本政府の具体的な交渉戦略であり，その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(52) 日韓問題に関する各種会談（文書1618・乙第143号証，番号178）

ア 不開示情報の内容

文書1618（乙第143号証）は，外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和34年2月19日付け「北鮮帰還問題に関する件」と題する内部文書，北東アジア課が昭和34年2月から同年12月までに作成した日韓会談に関して米国大使館書記官及び同公使との非公式会談の記録が記載された内部文書等によって構成されており，日韓会談において議論された漁船拿捕問題，在日朝鮮人の法的地位問題，在日朝鮮人の帰還及び補償問題に対する対応について日米間で協議した経緯及び内容が記載されている。

文書1618のうち，不開示理由1に基づく不開示部分は，以下のとおり

である。

- ① 202頁（-201-）約4行分，203頁（-202-）約1行分
外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和34年12月12日付け
「日韓会談に関し●●書記官との会談の件」と題する文書中にあり（なお、
「●●」は法5条1号による不開示部分である。），韓国に対して在日韓
国人を韓国内に定住させることを奨励することについて，同書記官から提
示された具体的な対策案が記載されている。
- ② 270頁（-269-）約9行分，271頁（-269-）に「次頁不開
示」と記載されている部分），272頁（-270-）7行分（なお，
-270-の不開示部分1か所は法5条1号による不開示部分であり，本件
訴訟の対象外）
いざれも，同課が作成した同月8日付け「●●三宅会談記録」と題する
文書中にあり（なお，「●●」は法5条1号による不開示部分である。），
韓国に対する財政援助について日本政府が試算した具体的な金額を明示し
た方策が記載されている。
- ③ 276頁（-274-）最終行から277頁（-275-）1行目まで
同課が作成した同月30日付け「三宅●●会談要旨」と題する文書中に
あり（なお，「●●」は法5条1号による不開示部分である。），韓国に対
する財政支援の金額について，日本政府が案として提示した具体的な金額
が記載されている。
- ④ 300頁（-298-）約3行分
同課が作成した同年8月15日付け「日韓問題に関する沢田代表マック
カーサー大使との会談要領」と題する文書中にあり，韓国に帰還を希望し
ている在日韓国人に対する韓国政府の対応及び日本政府に対する要求とこ
れに対する日本政府の見解が具体的に記載されている。
- ⑤ 311頁（-309-）約7行分

同課が作成した同月28日付け「沢田・マッカーサー大使会談録」と題する文書中にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府の支援策案が具体的に記載されている。

- ⑥ 344頁（-342-）最終行及び345頁ないし348頁（-342-）に「次頁以下4頁不開示」と記載されている部分)

外務省アジア局北東アジア課が作成した同年9月11日付け「日韓会談に関する在京米国大使との会談の件」と題する文書中にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府の対策について、これに対する韓国政府の要求を踏まえて、米国政府と協議した内容が記載されている。

- ⑦ 363頁（-357-）4行分並びに364頁及び365頁（-357-）に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)

同課が作成した同年10月19日付け「伊闊●●会談に関する件」と題する文書中にあり（なお、「●●」は法5条1号による不開示部分である。）、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府の財政支援について、具体的金額を明示して説明した内容が記載されている。

- ⑧ 386頁（-378-）約7行分

同課が作成した同年11月13日付け「日韓会談の朝鮮無煙炭輸入に関し在京米側と会談に関する件」と題する文書中にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する補償金に関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1618の不開示部分に記載された情報は、韓国に帰還を希望している在日韓国人等に対する財政支援等補償問題に関する日本政府の具体的な対処方針及び政府部内で試算した具体的な金額等であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

- (53) 補償金問題に関する日米間話し合いの経緯（文書1619・乙第317号

証、番号179)

(なお、被告準備書面(1)添付の不開示文書目録において「保証」とあるのは誤記である。)

ア 不開示情報の内容

文書1619（乙第317号証）は、補償金問題に関する日米間の協議経緯に関する内部文書、昭和34年1月29日付け「藤山大臣からマ大使に対する口頭陳述（案）」と題する内部文書等により構成されており、朝鮮半島への帰還者に対する補償金に関する日米間の話し合いの経緯及び日本から米国に対して説明された補償金問題に関する日本政府の見解が記載されている。

文書1619のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 1頁ないし17頁（-1-に「前17頁不開示」と記載されている部分）

朝鮮半島帰還者への補償金問題について、日米両国政府間において協議された経緯及び内容が具体的に記載されている。

② 20頁（-3-）約2行分及び21頁（-4-）約2行分

「藤山大臣からマ大使に対する（補足口頭説明）（案）（A案）」と題する文書（20頁）及び同文書を英訳した文書（21頁）にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

③ 22頁（-5-）約3行分及び23頁（-6-）約3行分

「藤山大臣からマ大使に対する（補足口頭説明）（案）（B案）」と題する文書（22頁）及び同文書を英訳した文書（23頁）にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

④ 24頁（-7-）1か所及び26頁（-9-）1か所

「藤山大臣からマ大使に対する口頭陳述（案）（昭和34.12.9）」と題する文書（24ないし25頁）及び同文書を英訳した文書（26ないし27頁）にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対して日本政府が予定していた財政支援の総額が具体的金額をもって明示されている。

⑤ 31頁（-14-）約2行分及び32頁（-15-）約2行分

「藤山大臣からマ大使に対する補足口頭説明（案）（第一案）」と題する文書（31頁）及び同文書を英訳した文書（32頁）にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

⑥ 33頁（-16-）約2行分及び34頁（-17-）約2行分

「藤山大臣からマ大使に対する補足口頭説明（案）（第二案）」と題する文書（33頁）及び同文書を英訳した文書（34頁）にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

⑦ 35頁（-18-）約1行分

「藤山大臣からマ大使に対する口頭陳述（案）（昭和34.12.10）」と題する文書にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府が予定していた財政支援の方法及び具体的金額が明示されている。

イ 不開示理由

文書1619の不開示部分に記載された情報は、いずれも朝鮮半島への帰還者への補償金問題に関する日本政府の具体的な対処方針及び日本側の対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(54) 平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件（昭和26年10月）（文書1624・乙第144号証、番号180）

ア 不開示情報の内容

文書1624（乙第144号証）は、韓国との財産・請求権問題の処理に関する検討経過等が記載された内部文書であり、韓国との間の国交正常化交渉において、将来的に発生することが予想された韓国の対日請求権、韓国の在日財産、日本の対韓請求権、日本の在韓財産及び在日韓国人の待遇等の各問題点についての日本政府見解及び対処方針が記載されている。

文書1624のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

- ① 1頁及び2頁（-1-に「前2頁不開示」と記載されている部分）並びに3頁（-1-）右段5行分

財産・請求権問題における韓国の対日請求権、韓国の在日財産、日本の対韓請求権及び日本の在韓財産の処理に関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

- ② 3頁（-1-）左段2行分、4頁（-2-）右段3行分（なお、4頁中段の2行分の不開示部分は不開示理由2によるものである。）

在日韓国人の待遇に関する韓国側の要求に対する日本政府の具体的な見解が記載されている。

- ③ 5頁（-3-）約3行分、6頁（-4-）4行分

日本の在韓財産の処理について日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。

イ 不開示理由

文書1624の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針であり、殊に不開示部分②に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた在日韓国人の待遇問題についての日本政府の具体的な対処方針であり、いずれも、不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(55) 日韓交渉に関する資料（昭和26年10月）（文書1626・乙第318号証、番号181）

ア 不開示情報の内容

文書1626（乙第318号証）は、外務省が昭和26年10月18日付で作成した「日韓交渉に関する資料」と題する内部文書であり、在日朝鮮人が確定的に外国人（大韓民国人）になった場合の日本への諸影響及び日韓交渉において在日朝鮮人問題以外に議題となり得る案件に関する日本政府の見解が記載されている。

文書1626のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 6頁（-6-）2行分

在日朝鮮人が確定的に外国人（大韓民国人）になった場合の日本への諸影響の一つである「国内における財産取得」について問題となり得る事項に関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

② 8頁ないし10頁（-7-に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分）及び11頁（-8-）右段5行分、同頁（-8-）最終行から12頁（-9-）2行目まで

在日朝鮮人が確定的に外国人（大韓民国人）になった場合の日本への諸影響の一つである「日本に対する朝鮮側の請求権」について問題となり得る事項に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1626の不開示部分に記載された情報は、いずれも日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する韓国の対日請求権及び日本の対韓請求権に関する日本政府の具体的な見解及び対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(56) 日韓両国間の基本関係調整に関する方針（昭和26年10月）（文書16

27・乙第145号証、番号182)

ア 不開示情報の内容

文書1627（乙第145号証）は、外務省が作成した昭和26年10月29日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針（案）」、同月30日付け「日韓両国間の基本関係調整に関する方針（案）」、同月30日付け「日韓交渉の方針に関し政策上決定を要する諸点について」と各題する内部文書により構成されており、日韓会談に臨むにあたって政府内部で検討された個別事項についての具体的な方針が記載されている。

文書1627のうち不開示理由1に基づく不開示部分は、①3頁（-3-）約2行分、②4頁（-4-）約3行分、③7頁（-7-）2行分ほか2か所、④8頁（-8-）約2行分、⑤11頁（-11-）約4行分、⑥12頁（-12-）3行分であり、いずれも、財産・請求権問題に関する個別事項についての日本政府の具体的な方針、見解及び交渉戦略が記載されている。

イ 不開示理由

文書1627の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な方針、見解及び交渉戦略であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(57) 在留朝鮮人の法的地位以外の諸懸案に関するアジェンダ作成に関する接衝要領案（昭和26年11月）（文書1628・乙第319号証、番号183）

ア 不開示情報の内容

文書1628（乙第319号証）は、外務省が昭和26年11月2日付けで作成した「在留朝鮮人の法的地位以外の諸懸案に関するアジェンダ作成に関する接衝要領案」と題する内部文書であり、韓国が日韓会談のアジェンダ（協議項目）の設定に関する交渉を求めていることに対する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記載されている。

文書1628のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、①2頁（-2-）中段約5行分、左段約3行分、②3頁（-3-）13行目から4頁（-4-）2行目までであり、いずれも韓国からの財産・請求権問題のアジェンダ設定のための交渉の申し入れに対する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1628の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する交渉の申入れに対する日本政府の具体的な対処方針等であり、その不開示理由は文書1314で述べたところと同様である。

(58) 日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項（昭和26年11月）（文書1629・乙第146号証、番号184）

ア 不開示情報の内容

文書1629（乙第146号証）は、外務省が作成した昭和26年11月25日付け「日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題全般についての日本政府の見解が記載されている。

文書1629のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

- ① 1頁（-1-）中段約3行分、左段約2行分、2頁（-2-）1行分、3頁（-3-）5行目、6行目（なお、4行目から5行目は、不開示理由2に基づく不開示部分である。）

日韓会談における基本条約案作成の可否に関する日本政府の具体的な交渉戦略が記載されている。

- ② 5頁（-5-）7行分並びに6頁及び7頁（-5-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）

日韓会談における財産・請求権問題に対する韓国側の基本的態度から予想される主張及びこれに対する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1629の不開示部分に記載された情報は、日韓会談における財産・請求権問題における韓国側の主張に対する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(59) 日韓交渉処理要領案（昭和27年作成）（文書1632・乙第148号証、番号185）

ア 不開示情報の内容

文書1632（乙第148号証）は、外務省アジア局第二課が作成した昭和27年付け「日韓交渉の現状」、「日韓会談に関する共同声明」、同年1月6日付け「日韓交渉処理要領案」と各題する文書等によって構成されており、日韓会談における財産・請求権問題、漁業問題、船舶問題及び国籍問題について、政府部内で協議した経緯及び内容、将来的な展望及び各問題に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

文書1632のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 6頁（-6-）1か所、8頁（-8-）右段2行分、左段約5行分、9頁（-9-）右段3行分、中段5行分、11頁（-11-）中段約2行分、左段約6行分、12頁（-11-に「次頁不開示」と記載されている部分）

「日韓交渉処理要領案」と題する文書中にあり、日韓会談における交渉戦略、財産・請求権問題についての議論における韓国側の対応を予測した上で、これに対する具体的な交渉戦略及び対処方針が記載されて

いる。

② 14頁（-13-）約3行分

「日韓交渉處理要領案」と題する文書中にあり、日韓会談における漁業問題についての議論において、韓国側の態度が強硬となることを予想した上で、これに対する具体的な交渉戦略及び対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1632の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題及び漁業問題に関する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(60) 日韓会談についての省内打合せ（昭和27年1月）（文書1633・乙第320号証、同330号証、番号186）

ア 不開示情報の内容

文書1633（乙第320号証）は、外務省が作成した昭和27年1月31日付け「日韓会談についての省内打合せ事項」、外務省アジア局第二課が作成した同年2月2日付け「第一回公式会議における首席代表挨拶要領（案）」、同日付け「日韓第一回公式会議（二月十五日の予定）議題」、同日付け「第二回公式会議（二月十六日の予定）議題」、同月付け「問題となりうる諸点」、同月6日付け「日韓会談省内打合会決定事項」と各題する内部文書等により構成されており、第1次日韓会談の議題及びその内容並びに同会談において問題となり得る案件の予想、同各案件に対する政府見解が記載されている。

文書1633のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 14頁（-14-）4行目から15頁（-15-）9行目まで

「問題となりうる諸点」と題する文書中にあり、「朝鮮」という用語を使用することの問題について、韓国政府の対応を予測した上で日本政府の具体的な見解及び交渉戦略が記載されている。

- ② 25頁（-25-）、26頁（-26-）及び27頁ないし28頁（-26-に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分）

財産・請求権問題について、韓国との交渉の進め方に関する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針が記載されている。

なお、文書1633は、平成20年5月9日付け情報公開第01171号「行政文書の請求に係る決定について（通知）」（甲第80号証）により法5条3号に該当するとして不開示としたが、25頁ないし26頁（ただし、上記②を除く）については、平成22年8月23日付け情報公開第01355号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（乙第326号証）により開示した（乙第330号証）。

イ 不開示理由

文書1633の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた各問題に対する日本政府の具体的な見解、交渉戦略及び対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

- (61) 日韓会談日本側代表団打合せ（第1回）（昭和27年2月）（文書1634・乙第321号証、番号187）

ア 不開示情報の内容

文書1634（乙第321号証）は、外務省アジア局が作成した昭和27年2月7日付け「日韓会談準備について」、外務省アジア局第二課が作成した昭和27年2月8日付け「日韓会談日本側代表団第一回打合会次第」と各題する複数の内部文書等により構成されており、第1次日韓会談日本代表団の打合せ会の議事次第及び記録等が記載されている。

文書1364のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

- ① 30頁（-30-）3行分、31頁ないし34頁（-30-）に「次頁以下4頁不開示」

「請求権問題に関する初期の交渉要領案」と題する文書中にあり、財産・請求権問題について、韓国との交渉の進め方に関する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針が記載されている。

- ② 56頁（-52-）約6行分、57頁（-52-）に「次頁不開示」と記載されている部分）、58頁（-53-）8行分

「日韓会談省内打合せ」と題する文書中にあり、船舶問題及び請求権処理問題について、韓国の主張及び韓国と北朝鮮の関係を考慮した上の日本政府の具体的な見解、交渉戦略及び対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1634の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた船舶問題及び請求権処理問題に関する日本政府の具体的な見解、交渉戦略及び対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

- (62) 日韓会談日本側代表団打合せ（第2回）（昭和27年3月）（文書1635・乙第322号証、番号188）

ア 不開示情報の内容

文書1635（乙第322号証）は、外務省作成の「日韓会談日本側代表団第二回打合せ会次第」と題する内部文書等により構成されており、昭和27年3月4日に開催された日韓会談日本側代表団第2回打合せ会の議事要録等であり、日韓会談における懸案事項となっていた国籍待遇問題、船舶問題、基本関係問題、漁業問題、財産・請求権問題について、韓国側の各主張及び提案に対する日本政府の主張、対処方針及び交渉戦略を政府部内で検討した

内容が記載されている。

文書 1635 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は以下のとおりである。

- ① 7 頁ないし 15 頁（-6- に「次頁以下 9 頁不開示」と記載されている部分）

日韓両国間における財産・請求権の処理に関する協定の基本要綱の日本側提案であり、財産・請求権問題についての日本政府の具体的な見解及び対処方針が記載されている。

- ② 24 頁（-15- 中段約 5 行分、左段約 2 行分、25 頁ないし 35 頁（-15- に「次頁以下 11 頁不開示」と記載されている部分）

財産・請求権問題に対する日本政府の具体的な交渉戦略及び対処方針を検討した経過及び内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書 1635 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な対処方針及び交渉戦略の検討過程の記録であり、その不開示理由は文書 1314 で述べた不開示理由と同様である。

- (63) 日韓会談省内打合会（昭和 27 年 3 月）（文書 1636・乙第 149 号証、番号 189）

ア 不開示情報の内容

文書 1636（乙第 149 号証）は、外務省が作成した「日韓会談省内打合せ会 議事要録」と題する内部文書であり、昭和 27 年 3 月 13 日に開催された日韓会談についての省内会議議事要録で、日韓会談における懸案事項となっていた財産・請求権問題、漁業問題及び在日韓国人の待遇問題等について対処方針を検討した内容が記載されている。

文書 1636 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は、21 頁（-2

1-) 4行目から22頁ないし24頁（-21-に「次頁以下3頁不開示」と記載されている部分）までであり、「請求権委員会経過報告」の項にあり、韓国の対日請求権に関する要求に対し、日本政府が国際法的観点から検討した内容及び対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1636の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題における韓国の対日請求権に関する要求に対する日本政府の具体的見解及び対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(64) 日韓会談の推移に伴う対韓関係の行政措置（昭和27年4月）（文書1640・乙第323号証、番号190）

ア 不開示情報の内容

文書1640（乙第323号証）は、外務省アジア局第二課が昭和27年4月15日付けで作成した「日韓会談の推移に伴う対韓関係の行政措置」と題する内部文書であり、日韓会談が停滞状態を続け、あるいは打ち切られ、他方でサンフランシスコ平和条約が効力を発するようになった場合における、韓国又は在日韓国人との関係で日本政府が採るべき行政措置を政府部内で検討した内容が記載されている。

文書1640のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、2頁（-2-）右段2行分、中段4行分であり、上記の場合を想定して、財産・請求権問題に関し、日本政府が採るべき具体的な対処方針を検討した内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書1640の不開示部分に記載された情報は、韓国との国交正常化交渉が打ち切られ、サンフランシスコ平和条約が発効した場合において問題となり得る財産・請求権問題に関する特定事項について、日本政府が採るべき具

体的な対処方針等であり、その不開示理由は文書 1314 で述べた不開示理由と同様である。

(65) 日韓会談今後の対処方針（昭和 27 年 4 月）（文書 1643・乙第 324 号証、番号 191）

ア 不開示情報の内容

文書 1643（乙第 324 号証）は、外務省が昭和 27 年 4 月 11 日付けで作成した「日韓会談今後の対応方針（案）」及び外務省アジア局第二課が同年 5 月 9 日付けで作成した「日韓会談の現況と対処方針について」と題する内部文書であり、第 1 次日韓会談における日本政府対処方針及び交渉戦略を検討した内容が記載されている。

文書 1643 のうち、不開示理由 1 に基づく不開示部分は、12 頁（-12-）2 行目から 13 頁（-13-）1 行目までであり、財産・請求権問題の解決方法に関する日本政府の具体的な交渉戦略を政府部内で検討した内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書 1643 の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な交渉戦略を検討した内容であり、その不開示理由は文書 1314 で述べた不開示理由と同様である。

(66) 谷大使・金公使会談（文書 1671・乙第 63 号証、番号 192）

ア 不開示情報の内容

文書 1671（乙第 63 号証）は、外務省が作成した昭和 30 年 1 月付け「日韓会談再開に関する件」、同月 29 日に開催された谷大使と金公使との会談内容を記した「谷大使金公使会談の件」と各題する内部文書等により構成されており、日韓会談の中斷期間において懸案事項となっていた財産・請求権問題、漁業問題、久保田発言問題等の諸問題に関しての日本の谷大使と

韓国の金公使との間での非公式会談についての内容が記載されている。

文書1671のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は以下のとおりである。

① 12頁（-12-）約1行分

漁業問題における漁業専管水域の設定に関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

② 18頁（-18-）6行分

財産・請求権問題の解決策として検討されていた請求権の相互放棄に関する日本政府の具体的な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1671の不開示部分に記載されている情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた漁業問題及び財産・請求権問題に関する日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(67) 対韓請求権問題の処理（文書1674・乙第325号証、番号193）

ア 不開示情報の内容

文書1674（乙第325号証）は、外務省が作成した昭和30年12月8日付け「対韓請求権問題の処理について」と題する内部文書であり、在韓日本資産に対する請求権問題の処理に関する日韓双方の主張及び米国の見解、国内補償問題に関する日本政府の見解が記載されている。

文書1674のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、3頁（-3-）約3行分であり、在外財産補償問題について、日韓双方の請求権の相殺に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1674の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題の処理方法として検討されてい

た請求権の相殺に関する日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

(68) 日韓会談再開問題（文書1675・乙第64号証、番号194）

ア 不開示情報の内容

文書1675（乙第64号証）は、外務省アジア局第二課が昭和29年1月21日から2月13日までに作成した「久保田発言に関する件」等、外務省アジア局が作成した同月8日付け「日韓関係一件」、在米大使宛てに送付された同年4月9日付けの同局作成に係る「日韓問題に対する対米折衝の経緯」と各題する内部文書等及び関連する複数の公電により構成されており、日韓会談の中止時期である昭和29年において懸案事項となっていた財産・請求権問題、久保田発言問題を中心とした諸問題に関する概要、日本政府の見解及び米国との議論の記録、並びにそれまでの日韓会談の経過に関する概要及び日本政府の見解等が記載されている。

文書1675のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 31頁（-31-）約2行分

「日韓関係一件」と題する文書中にあり、米国大使館パーソンズ参事官が、請求権相互放棄に関する日本政府の具体的な対処方針を確認した内容が記載されている。

② 137頁（-128-）約3行分

在米井口大使が、昭和29年6月3日付けで岡崎大臣に発信した「日韓会談再開提案の件」と題する英文の電信文中にあり、韓国に対する日請求権に対する支払について日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

③ 228頁（-199-）約2行分

「日韓問題に関する対米折衝の経緯」と題する文書中にあり、請求権

相互放棄に関する日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

④ 244頁（-215-）3行分、248頁（-219-）18行目から249頁（-220-）2行目まで

「Draft Statement (1)」と題する英文書中にあり、韓国の対日請求権に対する支払について日本政府の具体的な対処方針が記載されている。

イ 不開示理由

文書1675の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた請求権相互放棄及び韓国の対日請求権に関する日本政府の具体的な対処方針であり、その不開示理由は文書1314で述べた不開示理由と同様である。

以上